

## 鹿島市訓令甲第24号の3

### 鹿島市空き家活用事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、鹿島市空き家バンク制度実施要綱（平成19年訓令甲第24号の2。以下「制度要綱」という。）第4条第1項又は第7条第1項により登録した者（以下「登録者」という。）のうち、助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）に対して予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象は、制度要綱第4条第1項の規定により登録された空き家を登録者間で賃貸契約又は売買契約した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、親族間の契約は除く。

- (1) 3年以上市外に居住した転入者に空き家を賃貸し、延べ3年以上活用しようとする建物の所有者
- (2) 3年以上市外に居住した者が市内の空き家に住民票を移し、継続して3年以上定住しようとする者

2 前項の規定による助成対象行為の内容、助成対象経費の下限額、助成率、助成金の限度額、助成金の交付の時期は別表に定めるところとし、助成の回数は1度限りとする。

(交付の申請)

第3条 助成対象者は、鹿島市空き家活用事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業内容内訳書
- (2) 見積書
- (3) 現況写真
- (4) 賃貸借契約書又は売買契約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、助成対象行為の着手前に申請するものとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請に係る書類の審査、助成対象価格の審査及び現地調査

等により、申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、助成金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を鹿島市空き家活用事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成事業の変更）

第5条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、鹿島市空き家活用事業助成金交付承認申請書（様式第3号）に第3条第1項に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成事業に要する予算を変更しようとするとき。
  - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
  - (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、鹿島市空き家活用事業助成金変更交付通知書（様式第4号）により交付の決定内容を変更することができる。

（助成対象行為の実績報告）

第6条 助成対象者は、助成金の交付決定に係る助成行為が完了したときは、速やかに鹿島市空き家活用助成事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、第3条第1項又は第5条第1項の規定により提出した書類と重複する場合は省略することができる。

- (1) 完成写真
- (2) 請求書又は領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定及び請求）

第7条 市長は、前条の実績報告があったときは、報告に係る審査及び現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件等と適合すると認める場合は、交付すべき助成金の額を決定し、鹿島市空き家活用事業助成金確定通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

- 2 助成対象者は、前項の通知を受けたときは、速やかに鹿島市空き家活用事業助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は前項の請求があったときは、助成対象者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、取消しに係る改修等に関し、既に助成金が交付されているときは、返還すべき額及び返還期限を定め、鹿島市空き家活用事業助成金交付返還命令書(様式第8号)によりその返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。